

令和5年度 静岡県 電話医療通訳サービス事業説明会

運営事務局:メディフォン株式会社

MEDI  PHONE
MEDICAL TRANSLATION SERVICE

静岡県電話医療通訳サービスの概要

電話医療通訳

①電話をかける ②日本語で話す⇒通訳者を介して会話



- ✓ 電話1本でご利用可能
- ✓ 安心の医療特化通訳
- ✓ 31言語(標準17言語)対応
※事前予約にて『ウクライナ語』も可能
- ✓ 24時間受付
- ✓ 利用料無料

～こんなご活用方法も～

●三者間通話機能 (特別な設備は不要です)



●事前予約／資料の共有ができます



通訳者の指定や資料を用いた
詳細な手術の説明などが可能

静岡県電話医療通訳サービスの概要

ビデオ医療通訳

ビデオ通話形式で
医療通訳者にお繋ぎします

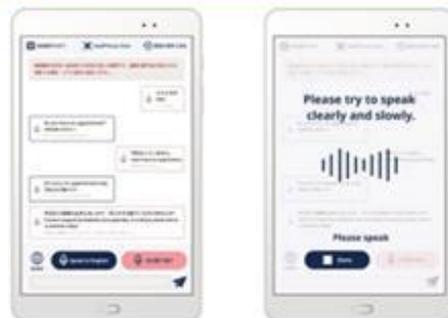


- 英語／中国語のみ
- 平日8:30～18:00

※ご利用は
「メディフォンアプリ」から

機械翻訳

アプリ内自動翻訳機能です
※一般的な会話でのみご利用下さい



- 標準17言語
- 履歴の保存・削除が可能

※ご利用は
「メディフォンアプリ」から

利用言語数は31言語

●24時間対応言語(標準17言語)

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ロシア語、ヒンディー語、ネパール語、モンゴル語、広東語、ペルシャ語、ミャンマー語、タガログ語、フランス語

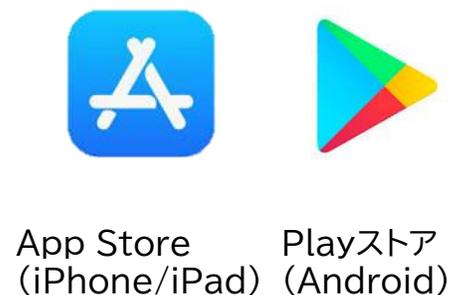
●事前予約言語(14言語)

アラビア語、ウルドゥー語、クメール語、台湾語、ダリー語、パシトゥー語、ベンガル語、ラオス語、イタリア語、ドイツ語、トルコ語、タミル語、シンハラ語、ウクライナ語

サービスの利用方法（電話・アプリ）

外線発信可能な電話機から または タブレット・スマートフォン端末にダウンロードしたアプリから ご利用が可能

▼アプリのダウンロード～ログインの流れ



iOS、Android端末の
アプリストアから
ダウンロードが可能

端末のアプリストアにて
「メディフォン」と検索し、
アプリをダウンロード

アプリを立ち上げ
「代表電話番号」または
「メディフォンコード」を
入力しログイン

メニュートップ画面
メニューから
利用したい機能を選択

電話通訳サービスの使い方① 電話機の利用

外線発信可能な電話機から



▼利用の流れ

- 通訳専用番号に電話をかける
- 利用言語、またはコーディネーターの番号を選択
- コーディネーターにつながり、話したい内容等、簡単に状況を説明
- 通訳者、医療機関、患者の三者にて通話開始

※三者通話時、スピーカー機能を利用するか、または患者様が携帯番号をお持ちの場合は直接患者様の携帯につなぐことも可能

参考動画: <https://youtu.be/CNnlskL-dMA?si=dfUWkUk4UFVkpKkO>

電話通訳サービスの使い方② アプリの利用(電話機能あり)

電話機能のあるスマートフォンから・電話回線の利用

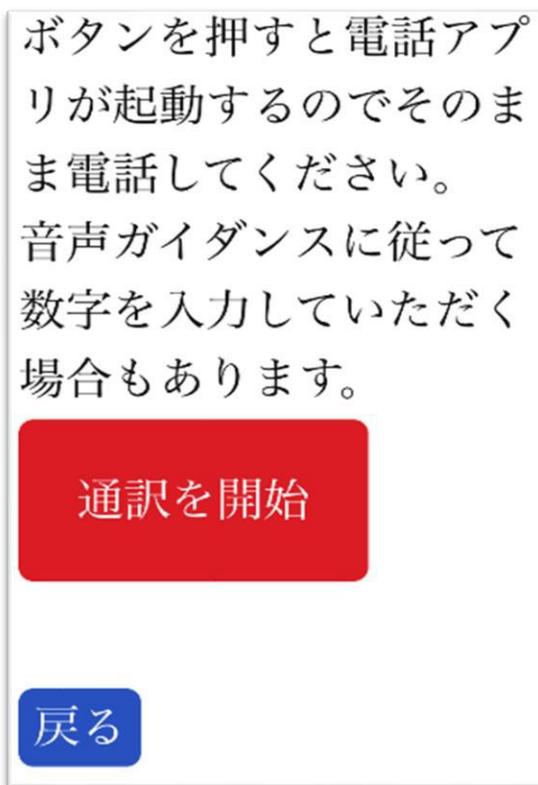
①「電話通訳」を選択。



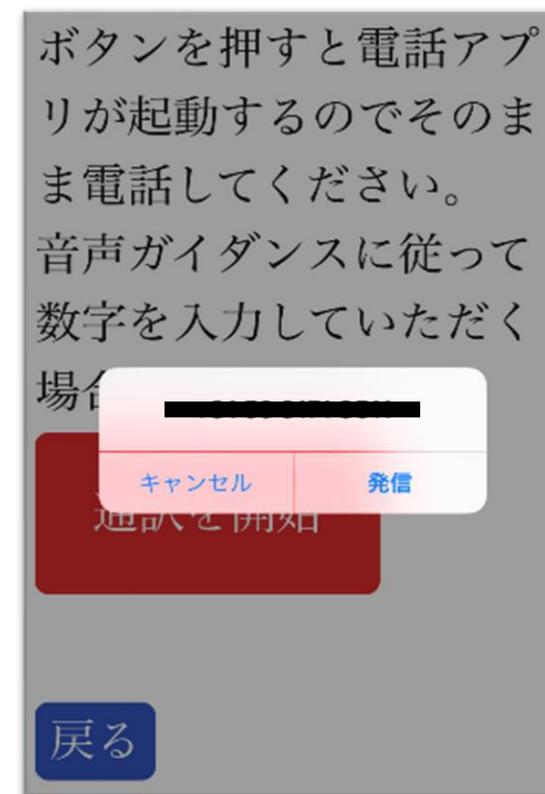
②利用したい言語を選択。



③「通訳を開始」を押す。



④発信し、通訳コーディネーターが出たら会話を開始。



電話通訳サービスの使い方③ アプリの利用(電話機能なし含む)

スマートフォン・タブレット端末から・インターネット回線の利用

①「インターネット電話通訳」を選択。

②音量調整を確認。

③コーディネーター、または言語を選択。

④マイクのアクセスを許可し、通訳コーディネーターが出たら会話を開始。



ビデオ通訳の使い方（アプリの利用）

スマートフォン・タブレット端末から・インターネット回線の利用

スマートフォンやタブレット端末からメディフォンアプリを起動。
(PCからも利用できます)



言語をお選びください。



希望する言語を選択すると
該当する言語の医療通訳者に
つながります。



登録者専用サイトのご紹介① 利用履歴の確認

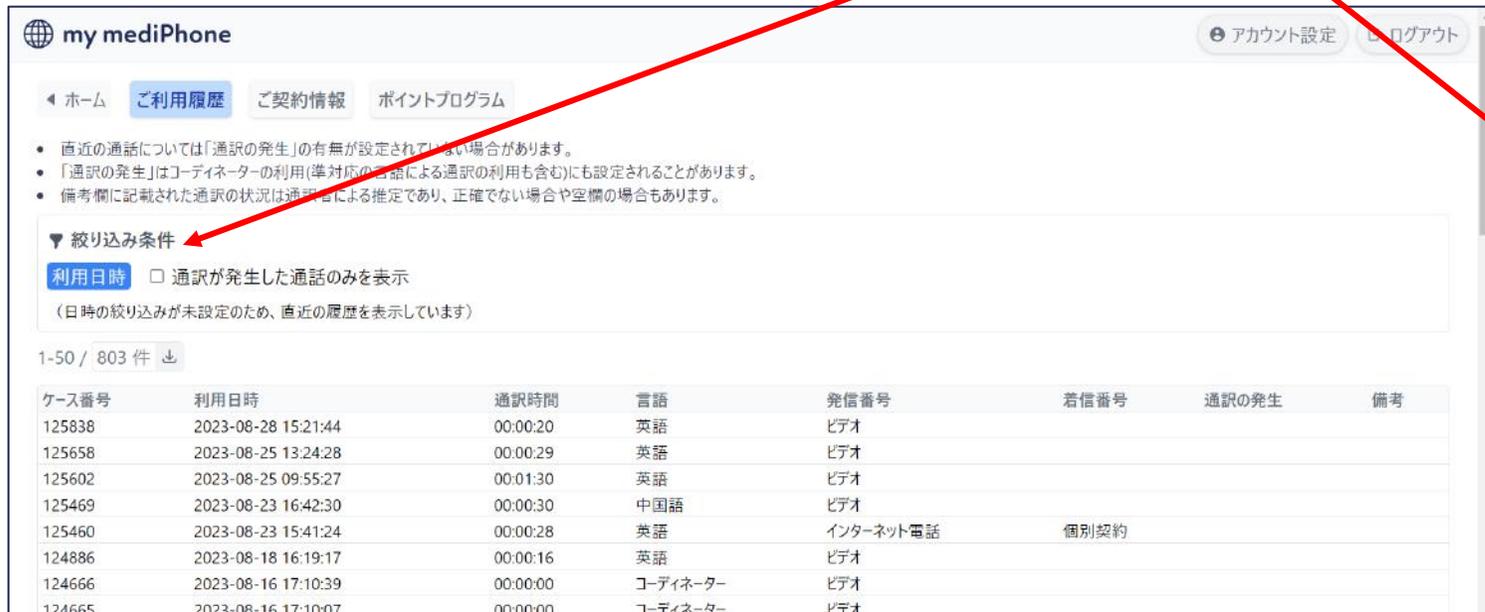
サイトメニューより



利用登録医療機関は、
専用サイトより、通訳/翻訳利用履歴の確認が可能
※ログイン情報(ID/パスワード)は事務局より今後ご案内予定

※デモアカウントの画面になります

利用日時の
絞り込みが可能



登録者専用サイトのご紹介② マニュアルの確認



ご契約情報より、
事業内容のわかるパンフレットやマニュアルの確認も可能



▼登録者専用サイトのログイン情報(ID/パスワード)について
 利用登録済み医療機関:後日事務局より改めてメールにてご案内を予定
 新規利用登録医療機関:登録完了のお知らせと共にメールでご案内を予定

パンフレットの例



外国人医療に関する参考情報①-1 未収金対策

厚生労働省「訪日外国人受診者による医療費不払い防止事業」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

医療機関の皆様へ



「訪日外国人受診者による医療費不払い情報報告システム」へのご協力をお願いします

訪日外国人受診者による不払いの発生抑止となるよう、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査が厳格化されます



システム登録と不払い情報報告の流れ

報告システムURL <https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>

- ①最初にシステムへの医療機関登録をお願いいたします。
- ②訪日外国人の受診の際には、パスポート情報の取得をしてください。
- ③不払いが発生したら、システムへ不払い情報をご登録ください。



院内掲示用ポスター等の資料や登録方法の説明動画、マニュアル等は厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

厚生労働省 訪日外国人 不払い

【システム登録方法の詳細については、説明会にご参加ください】

詳細・お申込みは広報ページをご確認ください
(<https://mediphone.jp/mhlw/unpaid-briefing2023/>)

QRコードでアクセス



1 訪日外国人受診者による医療費不払いの発生防止に取り組む医療機関向け資料

■ 訪日外国人の受診時対応チェックリスト

— リストをチェックしながら訪日外国人受診者の診療受付をしていただくことで、医療費不払いの抑止に必要な情報が得られます。

■ 受付で使える訪日外国人受診者対応簡易手順書

— 上記のチェックリストの説明・補足資料です。

■ 訪日外国人患者来院時の対応チェックポイント解説動画

<https://www.youtube.com/watch?v=q6HAVqtiw8>



【照会先】

厚生労働省訪日外国人受診者医療費未払情報事務局

E-mail : unpaid.mhlw@mediphone.jp

TEL : 050-3131-7194 (平日9:00-17:00)

※本事務局は、メディフォン株式会社に委託しています

外国人医療に関する参考情報①-2 未収金対策

厚生労働省「訪日外国人受診者による医療費不払い防止事業」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

2 訪日外国人受診者に医療費不払いが発生した場合の情報提供の御願い

■個人情報の取り扱いに関する通知書

—訪日外国人患者の診療受付時の、手交用・掲示用としての参考書類

※訪日外国人が診療等を受ける際、医療費の不払いが発生させた場合に、その情報が厚生労働省および出入国在留管理庁に共有されることを通知する文書

■院内掲示用ポスター

—本仕組みの周知を目的とした、医療機関において活用いただけるポスター



多言語版で掲載

【照会先】

厚生労働省訪日外国人受診者医療費未払情報事務局

E-mail : unpaid.mhlw@mediphone.jp

TEL : 050-3131-7194 (平日9:00-17:00)

※本事務局は、メディフォン株式会社に委託しています



外国人医療に関する参考情報② 補助金活用

観光庁「災害・急病等危機管理対応事業」-「訪日外国人患者受入機能の強化」

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000146.html

(4) 訪日外国人患者受入機能の強化



訪日外国人旅行者の診療を受け入れる医療機関における訪日外国人患者受入機能の強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援する。

1. 補助対象事業者 病院・診療所等を設置し、又は管理する者

2. 補助率 国 : 2分の1以内

3. 補助対象経費

①多言語案内機能の整備

・デジタルサイネージ



・案内標識



・多言語案内・翻訳用
タブレット端末



・掲示物・配布物



<配布物例>
請求書・同意書等

・多言語案内・翻訳
システム機器



・案内放送

・ホームページ

・案内表示

②無料公衆無線LAN環境の整備



「①多言語案内機能の整備」に掲げる設備を利用するために必要となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費

③キャッシュレス決済環境

・キャッシュレス決済環境の整備
・ソフトウェアの購入
・LAN環境の整備



(セキュリティ対策を含むソフトウェアの購入費も対象)

④スタッフ研修

訪日外国人患者受入対応研修：コミュニケーション能力向上、IT対応講習、翻訳用タブレット端末等の適切な使用方法、通訳サービス利用方法の講習等

4. その他要件

「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト（観光庁・厚生労働省）」に登録されている、または登録の見込みがあるもの

応募受付期間:

令和5年4月3日(月)

～令和5年9月29日(金)17時[必着]

(予算がなくなり次第、予告なく募集を終了します。)

※最新の情報は事業HPをご確認ください。

※応募手続き等に関する管轄は各地方運輸局にて

【問い合わせ先】

観光庁 参事官（外客受入担当参事官付）外客安全対策室

TEL : 03-5253-8111（内線：27906,27993）

03-5253-8972（直通）

FAX : 03-5253-8123